

専門実践教育訓練給付制度について

平成29年4月より本校「看護学科」は、厚生労働省が指定する「専門実践教育訓練給付制度」の対象講座に指定されました。この制度は、平成29年度入学生から適用されます。

(指定有効期間：平成29年4月1日～平成32年3月31日)

社会人（就労経験者）の方はこの制度を利用して看護師を目指すことができます。

【専門実践教育訓練給付制度とは】

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）、又は一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額（上限あり）をハローワークから支給する制度です。

★詳しい説明は、[厚生労働省ホームページ](#)でご確認ください。

【給付対象者の条件】

1. 初回受給の場合、講座の受講開始日時時点で通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方
2. 初回受給者で講座の受講開始日時時点で一般被保険者でない方は、資格喪失した日（離職日の翌日）以降1年以内であること
3. 以前に教育訓練給付金を受給したことがある場合、前回の教育訓練給付金受給から今回の受講開始日前までに10年以上経過していること。

【給付額】

1. 受講者が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の40%に相当する額となります。
※給付額の詳細については、ハローワークにご確認ください。
2. 修学期間3年且つ卒業時に看護師資格を取得し、受講修了日の翌日から一般被保険者として雇用された方は、教育訓練経費の20%に相当する額が追加して支給されます。

【申請方法・問い合わせ】

1. 支給対象の要件、申請方法等につきましては、ご自身の住所を管轄する[ハローワーク](#)にお問い合わせください。
2. ハローワークでの手続きは、受講開始日（本校入学式）の1ヶ月前までに終えておく必要がありますので、早めに手続きを行ってください。

※本校一般入試三次募集に応募予定の方は、事前にハローワークにご相談ください。